

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という）定款第50条第3項の規定に基づき、基金の業務の実施について、基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営を図るものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町、農林漁業団体およびその他関係機関との緊密な連携のもとに基金定款およびこの業務方法書の定めるところによりその業務を効率的、かつ、効果的に運営するものとする。

第2章 農林漁業体験交流PR事業

(助成の目的)

第3条 農林漁業体験交流PR事業（以下「体験交流PR事業」という）は、農林漁業への理解を深めその魅力に気づいてもらうため、担い手グループがイベント等で行う農林漁業の体験交流やPR活動、小中学生に対する体験授業等の活動に対して助成することにより農林漁業就業者の新規確保に資することを目的とする。

(資格)

第4条 体験交流PR事業費の助成を受けることができるグループは、次の条件を満たすものとする。

- 1 農林漁業に従事する者で構成するグループ。
- 2 グループの構成は3名以上。
- 3 市町、農業委員会、農業（林業、漁業）協同組合および県等の指導を受けているグループ。

(助成額)

第5条 助成の対象となる経費は、体験交流PR事業活動に要する経費とし、その額は別に定める業務細則に基づくものとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 体験交流PR事業費の助成を受けようとする者は、別に定める業務細則に基づく体験交流PR事業助成金交付申請書を関係指導機関、または団体の長の推薦を得て定められた期日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、体験交流PR事業助成金交付申請書を審査し、その適否を決定して、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 体験交流PR事業費の助成を受けた者は、事業終了後20日以内に別に定める業務細則に基づき体験交流PR事業実績報告書を、理事長あてに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による実績報告を受け、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受け、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める業務細則に基づき、助成金交付請求書を提出しなければならない。

第3章 後継者等組織活動推進事業

(助成の目的)

第11条 後継者等組織活動推進事業（以下「組織活動推進事業」という）は、県内の農林漁業担い手および実践的指導者等が組織する広域グループで農林漁業の技術、経営等の向上や将来の担い手を育てようとする活動を行うものに対して助成し、もって組織育成・担い手育成に資することを目的とする。

(資格)

第12条 組織活動推進事業費の助成を受けることのできるグループは、次の条件を満たすものとする。

- 1 県内全域を活動範囲とするグループ。
- 2 年間活動計画を立て、県等の指導を受け、積極的に活動しているグループ。

(助成額)

第13条 助成の対象となる経費は、組織活動推進に要する経費の一部とし、その額は別に定める業務細則に基づくものとする。

(助成金の交付の申請)

第14条 組織活動推進事業費の助成を受けようとする組織の代表者は、別に定める業務細則に基づく組織活動推進事業助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第15条 理事長は、組織活動推進事業助成金交付申請書の内容を審査し、その適否を決定して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 組織活動推進事業費の助成を受けた組織の代表者は、その事業が完了した日から20日以内に別に定める業務細則に基づき、事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第17条 理事長は、前条の規定による実績報告を受け、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第18条 前条の規定による通知を受け、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める業務細則に基づき、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

第4章 経営改善奨励事業

(助成の目的)

第19条 経営改善奨励事業（以下「奨励事業」という）は農林漁業担い手の経営改善に資するための研究活動（研究助成）、研究活動スキルアップのための全国的なセミナー等への参加活動（研究情報収集助成）や経営環境改善活動（経営環境助成）を行う農林漁業担い手グループや個人に助成し、経営発展につなげることを目的とする。

(研究活動資格)

第20条 研究活動（研究助成・研究情報収集助成）の助成を受けることができる者は、県内の農林漁業後継者が組織する広域グループと連携を密にとることができる者で、かつ、それぞれ次に掲げるすべての要件を備えた者とする。なお、研究情報収集助成は「個人の場合」のみとする。

1 グループの場合

- (1) 農林漁業に従事する者で構成するグループ。
- (2) グループの構成は3名以上。
- (3) 原則として規約が整備され、組織代表者の定めがあること。

- (4) 経営改善のための研究課題を設定し、年間活動計画に基づき課題解決活動を行おうとするグループ。
- (5) 市町、農業委員会、農業（林業、漁業）協同組合および県等の指導を受けているグループ。
なお、上記のグループが3名以上の小グループに分かれて同様の活動を行う場合についても上記のグループに準じるものとする。ただし、小グループ分けする場合は、2つ以内とする。

2 個人の場合

- (1) 年齢はおおむね15才以上40才未満の主として農林漁業に従事している者。
- (2) 自己の経営改善のための研究課題を設定し、新しい経営、技術開発のための調査、研究活動を行おうとする者。

(経営環境助成資格)

第21条 経営環境の助成を受けることができるグループは、次の条件を満たすものとする。

- 1 農林漁業に従事する者で構成するグループ。
- 2 グループの構成は3名以上。
- 3 市町、農業委員会、農業（林業、漁業）協同組合および県等の指導を受けているグループ。

(助成額)

第22条 助成の対象となる経費はそれぞれ課題の解決活動に要する経費とし、その額は別に定める業務細則に基づくものとする。

(助成金の交付の申請)

第23条 奨励事業の助成を受けようとする者は、別に定める業務細則に基づく奨励事業助成金交付申請書を関係指導機関、または団体の長の推薦を得て定められた期日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第24条 理事長は、奨励事業助成金交付申請書の内容を審査し、その適否を決定して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第25条 奨励事業費の助成を受けた者は、その事業が完了した日から20日以内に別に定める業務細則に基づき、事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第26条 理事長は、前条の規定による実績報告を受け、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 27 条 前条の規定による通知を受け、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める業務細則に基づき、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(助成の中止)

第 28 条 奨励事業費は次のいずれかに該当したときは、助成を中止するものとする。

- 1 助成期間内において解散した場合および活動を停止したとき。
- 2 助成金交付申請書と著しく内容を変えた活動をしたとき。
- 3 事業実績報告書の提出がないとき。

第 5 章 結婚相談活動研修事業

(事業の目的)

第 29 条 結婚相談活動研修事業は、農林漁業後継者の配偶者確保のために活動する者に対し、スキルアップのための研修会を行うことによって、より円滑かつ効果的な結婚相談活動を促進し、農林漁業後継者の結婚対策に資することを目的とする。

(開催要領)

第 30 条 研修会の開催については、別に定める開催要領に基づくものとする。

第 6 章 農業次世代人材投資事業（準備型）

(目的)

第 31 条 農業技術および経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者の生活を支援し、将来の農業の担い手確保のため、資金の交付を行うものとする。

(事業要綱)

第 32 条 実施事業等については、別に定める準備型農業次世代人材投資資金交付要綱等に基づくものとする。

第7章 雑 則

(重複助成の禁止)

第33条 同一の事業活動内容で、業務方法書に規程する複数の事業について重複して助成を受けることはできない。

(委任)

第34条 この業務方法書の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この業務方法書は、主務官庁の承認があった日から施行する。

昭和57年4月1日

この業務方法書は、主務官庁の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

この業務方法書は、主務官庁の承認のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成7年3月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成8年3月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成9年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成10年3月24日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成12年3月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成13年11月29日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成17年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成17年6月10日から施行し、平成17年6月13日から適用する。

この業務方法書は、主務官庁の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成23年4月1日から施行し、適用する。

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行し、適用する。

この業務方法書は、平成25年4月1日から施行し、適用する。

この業務方法書は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

この業務方法書は、平成29年4月3日から施行し、適用する。

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行し、適用する。